

福岡市社会的養育のあり方検討会

■ 経緯と目的

平成28年改正児童福祉法により、親子が離れ離れにならないため、実親による養育を支える保護者支援に優先的に取り組むこと、家族のもとを離れる必要がある場合は親族や養子縁組家庭、里親のもとで育つことを支援することが自治体の役割とされた。それらの役割を果たすための**施策**（行政や関係機関が行うこと、家族を支援する方法、必要な里親の数や施設の定員など）を記載した「**社会的養育推進計画**」を作り、自治体の役割を10年間（R2～11）で計画的に果たすことが必要となった。

この計画を作るにあたり、学識経験者や実務経験者などの有識者で構成した「福岡市社会的あり方検討」を設置し、令和2年に福岡市社社会的養育推進計画を策定した。今回、この推進計画（後半R7～11の内容）の見直しを求められていることから、再び検討会を設置し、必要な施策の見直しや新設を検討する。

■ 検討項目

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障害児入所施設における支援

※ 1回の検討会でおおむね2項目ずつ検討する

※臨時委員は関係項目のみ参加する

■ 検討期間

3月～6月（全6回）

■ 報酬

1回の出席あたり11,000円